

告 示

埼玉県告示第八百六十一号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和七年埼玉県告示第八百二十三号（川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和七年十一月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和七年十一月二十五日（火）十時から十一時三十分まで

川越市役所庁舎 七階七〇会議室

イ 令和七年十一月二十五日（火）十三時三十分から十五時まで

東松山市野本コミュニティセンター 講座室

ウ 令和七年十一月二十六日（水）十時から十一時三十分まで

坂戸市勝呂地域交流センター 視聴覚室

エ 令和七年十一月二十六日（水）十三時三十分から十五時まで

川島町役場庁舎 中会議室

三 都市計画決定権者の名称

川島町

四 中止の理由

公述の申出がなかったため